

令和5年度定期総会

令和5年2月

中野市区長会

令和5年度中野市区長会定期総会次第

1 開 会

2 会長あいさつ

3 来賓祝辞

4 報 告

令和4年度中野市区長会理事会事業報告について (1 ページ)

5 議 事

議案第1号 令和4年度中野市区長会給付事業会計決算認定について (3 ページ)

議案第2号 令和5年度中野市区長会給付事業会計予算案について (6 ページ)

議案第3号 令和5年度中野市区長会事業計画案について (7 ページ)

議案第4号 令和5年度中野市区長会役員の選出について (8 ページ)

—— 研 修 ——

演題 『これからの中野市について』

講師 中野市長 湯本 隆英 様

6 その他

(1) 区長会事務局からの連絡事項 (9 ページ)

- ① 事務局へ届出するもの
- ② 区長会の申し合わせ事項
- ③ 新型コロナウイルス感染予防について

(2) 市からの依頼事項

- ① 令和5年執行予定の選挙事務について (選挙管理委員会事務局) (12ページ)

(3) その他

7 市から感謝状贈呈及び旧役員あいさつ

8 新役員あいさつ

9 閉 会

報 告

令和4年度中野市区長会理事会事業報告について

令和4年	
3月22日 引継会	(1) 令和3年度中野市区長会理事会事業報告について (2) 令和3年度中野市区長会理事会会計決算の承認について (3) 令和4年度中野市区長会理事会会計予算案について (4) 中野市区長会理事会引継事項について
3月22日 第1回理事会	協議事項 (1) 会長代理、会計担当副会長、監事の選任について (2) 役員等の役職について (3) 研修視察について (4) 給付事業について (5) 行政推進事務委託契約について
4月11日 第2回理事会	協議事項 (1) 市からの依頼事項 ① 令和4年度 防災訓練について ② 次期民生児童委員の推薦について ③ 中野市国民健康保険事業の運営に関する協議会の委員の推薦について ④ GPS端末を利用した市道破損個所の通報について ⑤ 公園等における遊具の日常点検講習会について (2) 給付事業の状況について (3) 中野市区長会研修視察について
区長会研修視察 中止	
7月21日 第3回理事会	協議事項 (1) 市からの依頼事項 ① 令和4年度総合防災訓練の実施について ② コロナに負けない全市民DXふれあい事業の実施について ③ マイナンバーカード出張申請サポートについて ④ 中野市農作物害鳥獣駆除推進協議会の負担金の見直しについて (2) 中野市区長会研修視察について (3) 中野市区長会給付事業について (4) 中野市区長会理事会による研修会について (5) 中野市徽章会計通帳の一本化について (6) 中野市区長会定期総会（令和5年2月）の開催について
10月4日 第4回理事会	協議事項 (1) 市からの依頼事項 ① 中野市少年育成センター少年育成委員の推薦について ② 除雪へのお願いについて ③ 中野市農作物害鳥獣駆除推進協議会の負担金の見直しについて (2) 給付事業について (3) 理事会による研修会について (4) 定期総会について

11月4日 第5回理事会

協議事項 (1) 市からの依頼事項

- ① 中野市環境公害防止指導員の推薦について
 - ② 中野市防犯指導員の推薦について
 - ③ 令和5年度 各種募金・会費等の要請について
- (2) 定期総会について
- (3) 給付事業状況について

研 修 会 中野市民会館リノベーション工事現場の見学

令和5年

2月9日 中野市区長会給付事業会計決算監査

- ・ 令和4年度会計決算監査

令和5年

2月9日 第6回理事会

協議事項 (1) 定期総会における市からの依頼事項について

- ① 令和5年執行予定の選挙事務について
- (2) 給付事業状況について
- (3) 令和5年度中野市区長会定期総会について

議 事

議案第1号 令和4年度中野市区長会給付事業会計決算認定について

歳入合計	1, 0 0 7, 0 1 0 円
歳出合計	8 2 3, 1 9 0 円
差引残高	1 8 3, 8 2 0 円
翌年度繰越金	1 8 3, 8 2 0 円

令和5年2月21日 提出
 令和5年2月 日 定
 中野市区長会長 佐藤 彰芳

歳 入 (単位 円)

科 目	予算額 ①	収入済額 ②	比較 ②－①	説 明
1 負担金	730, 000	734, 400	4, 400	14, 688世帯
2 助成金	200, 000	46, 595	△153, 405	市補助金（給付額 93, 190円の1/2）
3 雑 入	30, 596	36, 611	6, 015	
(1) 普通預金利子	100	7	△93	
(2) 基金預金利子	30, 496	36, 604	6, 108	定期預金・国債
4 繰越金	189, 404	189, 404	0	前年度繰越金
合 計	1, 150, 000	1, 007, 010	△142, 990	

歳 出 (単位 円)

科 目	予算額 ①	支出済額 ②	比較 ①－②	説 明
1 給付金	400, 000	93, 190	306, 810	（給付明細次頁）
2 基金積立金	730, 000	730, 000	0	（基金明細次頁）
3 振込手数料	10, 000	0	10, 000	
4 予備費	10, 000	0	10, 000	
合 計	1, 150, 000	823, 190	326, 810	

○給付明細

(単位 円)

No	給付内容	給 付 件 数 (災害報告件数)		給付金額	備 考
1	療養給付	長嶺区	1 件	93, 190	違反ゴミ分別作業中
	計	1 区	1 件	93, 190	

○給付基金現在高

(単位 円)

区 分	令和 3 年度末現在高 ①	令和 4 年度積立金 ②	令和 4 年度末現在高 ①+②
基金の積立	32, 874, 000	730, 000	33, 604, 000

・給付基金内訳

(単位 円)

預金取引先	種類	件数	金 額
八十二銀行	定期	5	3, 356, 000
中野市農業協同組合	定期	13	8, 290, 000
ながの農業協同組合	定期	1	5, 704, 000
長野県信用組合	定期	1	6, 254, 000
野村証券	国債	1	10, 000, 000
合 計		21	33, 604, 000

令和4年度中野市区長会給付事業会計決算監査の結果について（報告）

中野市区長会給付事業会計について、会計簿及び証拠書類を監査した結果は、下記のとおりであります。

記

- 1 歳入歳出ともに計算は正確であります。
- 2 書類整備は良好であります。

令和5年2月9日

中野市区長会
会長 佐藤 彰芳 様

中野市区長会

監 事 _____ (印)

監 事 _____ (印)

議案第2号 令和5年度中野市区長会給付事業会計予算案について

歳入合計 1, 144, 000 円
歳出合計 1, 144, 000 円

令和5年2月21日 提出
令和5年2月 日 決
中野市区長会長 佐藤 彰芳

歳 入 (単位 円)

科 目	本年度予算額 ①	前年度予算額 ②	比較 ①－②	説 明
1 負担金	730,000	730,000	0	各戸負担金 (14,600世帯見込)
2 助成金	200,000	200,000	0	市補助金（給付額 400,000円の1/2）
3 雑 入	30,180	30,596	△416	
(1)普通預金利子	100	100	0	
(2)基金預金利子	30,080	30,496	△416	
4 繰越金	183,820	189,404	△5,584	前年度繰越金
合 計	1,144,000	1,150,000	△6,000	

歳 出 (単位 円)

科 目	本年度予算額 ①	前年度予算額 ②	比較 ①－②	説 明
1 給付金	400,000	400,000	0	
2 基金積立金	730,000	730,000	0	
3 振込手数料	10,000	10,000	0	給付金振込手数料
4 予備費	4,000	10,000	△6,000	
合 計	1,144,000	1,150,000	△6,000	

議案第3号 令和5年度中野市区長会事業計画案について

令和5年2月21日 提出
令和5年2月 日 決
中野市区長会長 佐藤 彰芳

● 総会及び理事会

定期総会 年1回（例年2月中旬）

理 事 会 年6回（例年3月、4月、7月、10月、11月、2月上旬）

● 研修視察

期 日 未定（例年5月中旬）

対象者 全区長

※新型コロナウイルスの状況を見ながら理事会で検討する。

● 給付事業

区の行う事業や行事に伴う区民の負傷、障害又は死亡に関して給付（見舞）を行っている。

療養・障害給付（支給限度額30万円）、死亡給付（支給限度額150万円）

● 行政推進事務委託契約

市長と市区長会長の間で市政を円滑に推進するため締結している。種別は次の3種類。

①行政推進協力事務（区長事務）

（意 義）市政との連絡調整を区長が行っていることに対するもの。

（委託料）

（1）世帯数当たりの額（当該年度4月1日現在の世帯数） @486円

（2）市区長会研修視察参加人数当たりの額 @20,000円

②文書配布事務

（意 義）市の配布物の一部を区役員（組長等）が配布していることに対するもの。

（委託料）

（1）世帯数当たりの額（当該年度4月1日現在の世帯数） @386円

③地区行政連絡事務

（意 義）各地区区長会の事務局を務めていることに対する運営費及び地区区長会会議を行う際の会場使用に対するもの。

（委託料）

（1）地区事務委託の有無により @120,000円

（2）会場賃借 @27,000円

（3）世帯数割（当該年度4月1日現在の世帯数） @15円

■支払等の時期

4月	1日	行政推進事務委託契約
5月	下旬	行政推進協力事務委託料（研修分）の請求
7月	中旬	行政推進協力事務・文書配布事務・地区行政事務の各委託料の請求
8月	上旬	行政推進協力事務・文書配布事務・地区行政連絡事務の各委託料の支払

議案第4号 令和5年度中野市区長会役員の選出について

中野市区長会会則第5条の規定により、以下の役員を選出する。

なお、選出方法については第6条第1項の規定による。

令和5年2月21日 提出
令和5年2月 日 決
中野市区長会長 佐藤 彰芳

職	氏名	区名	備考
会 長			
副会長			
〃			
〃			
〃			
理 事			
〃			
〃			
〃			
〃			
〃			
〃			

(参考) 各地区区長会 正副会長名簿

地区名	会長	副会長		
中野	ゆもとかずひこ 湯本和彦	こばやしひろゆき 小林宏行	こばやし まもる 小林 衛	
日野	お ね ざわふみ お 小根澤文雄	よしいけ ひろし 吉池 博	こばやしひでゆき 小林秀之	
延徳	こばやしてるさと 小林照里	さとう はるお 佐藤晴夫		
平野	たけうち ゆき お 竹内幸夫	やまざきひでこ 山崎秀彦	たけうちさぶろう 竹内三郎	いちかわけい のすけ 市川敬之助
高丘	わく た はるひさ 涌田晴央	あとうつぎお 阿藤次男	たかみさわまこと 高見澤 誠	
長丘	たかはしな お し 高橋直志	たかやまますみ 高山真澄		
平岡	いちかわな お し 市川尚志	さとうよしまさ 佐藤芳正	くのよしみつ 久野佳光	
科野	たなかすみお 田中純夫	いちかわしんいち 市川真一	ゆもとしはる 湯本俊治	
倭	さ さ き のぶ 佐々木 忍	いけだしんいち 池田信一		
豊津	きよのまさみ 清野正美	おおさわかつあき 大澤勝明		
上今井	こばやしけんいち 小林健一	さかぐちしげき 坂口茂木		
永田	かねこのぶと 金子信人	まつもとのぶひろ 松本暢宏	まちだいくお 町田郁夫	

5 その他 区長会事務局からの連絡事項

(1) 事務局へ届出するもの

① 世帯数の異動報告

異動の都度報告する。(電話、FAX、メール可)

報告先	中野市区長会事務局（中野市 くらしと文化部 市民協働推進室内）
	電 話 22-2111（内線455）
	F A X 22-5923
	メール kyodo@city.nakano.nagano.jp

(2) 区長会の申し合わせ事項

① 区民の脱退及び編入について

区の区画は原則として大字界としているので、区民から区の区域を越えて転入の届出があった場合は、関係区の同意を得るものとする。

② 給付事業について

ア 給付対象について

区の行事に関連して、交通安全協会の事業、体育行事及びPTA等に出役した場合の災害も給付の対象とする。(詳細については、資料18ページの「中野市区長会給付事業の概略」をご覧ください。)

イ 基金積立金について

基金積立金については、予算以上の給付額が発生した場合に対応するため、継続することを理事会において確認した。

ウ 市からの補助金について

市の補助金交付規則の制定に基づいて、区の活動を支援するため、中野市区長会が行う給付事業に対し、予算の範囲内かつ給付実績の1/2以内で補助金を受けることを理事会において確認した。

③ 火事見舞いについて

市内において火災が発生した場合に、隣接する区が出火区に対し行っていた火事見舞いについては行わないものとする。(平成24年度第3回理事会決定事項)

④ 区における新役員就任挨拶について

新役員就任に伴う市役所への就任挨拶については行わないものとする。なお、相談窓口等の資料とするため、職務内容等の資料が年度当初に市から情報提供されます。(平成24年度第4回理事会決定事項)

⑤ 物資あっせんについて

会長が通知するもの以外の物資あっせんは行わないものとする。

⑥ 文書配布について

中野市から依頼される全戸配布文書等の配布を行う。

ア 広報紙などの全戸配布物について

令和4年4月からのポスティング方式導入に伴い、業者(シルバー人材センター)が毎月5日～10日の間に、全戸へ直接配布する。

イ ポスティング方式で配布できないものについて

令和4年4月からポスティング方式を導入しているが、次のものはこれまで同様、区を経由した配布(市から組長等へ発送し、組長等から各戸へ配布)となる。発送は、毎月5日のみ(月1回)となる。

- ・市内一円ではなく、特定の区や地区を限定する配布
- ・募金や共済加入の依頼といった取りまとめが必要なもの

ウ 回覧板を利用した回覧について

市からの各区への回覧の依頼については、令和2年5月から休止となっている。なお、各区が独自に行う回覧については、各区の判断による。

エ 区長あて文書の一括送付について

市の各部署から各区長へ送付される文書については、これまでどおり、急を要するものを除き、毎月5日と20日にまとめて発送(郵送)します。

⑦ 令和5年度の各種募金・会費等について

各団体から要請のあった令和5年度の各種募金・会費等は下表のとおり。

区分	金額 (円/世帯)	納期	担当課等
緑の募金	200	5月	農業振興課
中野市衛生自治会会費	60 ※実質負担は0円	— ※集金なし	生活環境課
中野シヨンシヨンまつり戸別寄付金	150	6月	商工観光課
日赤活動資金募金	400	6月	社会福祉協議会
中野市社会福祉協議会会費	300	6月	社会福祉協議会
中野市防犯協会会費	40	8月	生活環境課
社会を明るくする運動募金	30	8月	福祉課
中野市区長会給付事業負担金	50	8月	市民協働推進室
赤い羽根共同募金	640	12月	社会福祉協議会

※上記のほか、地区によっては地区社協会費、青少年健全育成会会費などがあります。

※それぞれの金額は令和4年度と同額ですが、「中野市衛生自治会会費」の取扱方法が令和4年度変更になっています。

※「中野シヨンシヨンまつり戸別寄付金」は、シヨンシヨンまつりが中止の場合は集めていません。

※令和5年度から複十字シール運動募金(結核予防会)の要請はなくなりました。

⑧ 市から区長への感謝状について

各地区からの意見として、感謝状は一切不要、市区長会長のみでよいという声があった一方、区長全員に贈呈してほしいという声もあった。令和３年度の理事会で協議した結果、区長全員に贈呈してほしいという声を尊重し、「従来どおり区長全員を対象とする」ことに決定した。

- ・贈呈方法…当該年度の各地区の区長会長を通じ、当該年度の各区長へ贈呈する。
- ・贈呈時期…２月末～３月当初に、事務局が各地区の区長会長宅へ届け、その後、各地区の区長会長から各区長へ贈呈する。

(3) その他

① 新型コロナウイルス感染予防について

会議や行事を行う際は、引き続き、開催方法の検討をはじめ、マスク着用や手指消毒等の感染予防対策の徹底をお願いします。

② CO₂測定器の配布について

公会堂における会議などで換気が必要となる目安にさせていただくためのCO₂測定器を各区へ４月頃配布させていただきますので、ご活用ください。

(2) 市からの依頼事項

① 令和5年執行予定の選挙事務について

1 選挙の予定

(1) 長野県議会議員一般選挙

投票日：令和5年4月9日（日）（告示日：令和5年3月31日（金））予定

2 依頼事項

(1) 選挙当日の投票管理者及び投票立会人の内申（全区長）

- ・投票管理者 1人
 - ・投票管理者職務代理者兼投票立会人 1人
 - ・投票立会人 1人
- 計3人

依頼文発送2月10日（金）、提出期限3月8日（水）

・投票事務打合せ会議

日時：令和5年3月29日（水）午後2時

場所：市役所会議室41・42・43（4階）

出席者：投票管理者

(2) 各区の公会堂等を投票所として借用（該当する区長）

(3) 選挙ポスター掲示場の選定及び承諾書等の取りまとめ（該当する区長）

3 その他

選挙公報は、令和4年度からポスティングによる全戸配布としています。

選挙管理委員会事務局

（書記長）宮嶋 清

（担当）土屋 永志

電 話 22-2111 内線 324

中野市区長会会則

(名称及び事務所)

第1条 本会は、中野市区長会と称し、事務所を中野市役所内に置く。

(組織)

第2条 本会は、中野市内各区の区長及び副区長をもって組織する。

2 前項の規定にかかわらず新たに区長会へ加入する区については、世帯数70世帯以上で、地理的、経済的条件等を考慮して総会において決定する。

(目的)

第3条 本会は、自治行政につき健全なる発展と運営を遂行するため会員相互の研さんを重ね、施策の円滑を図り、もって民心の安定と福祉の増進を目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事項を実施する。

- (1) 各区の事務連絡調整
- (2) 自治行政の振興発展に関する調査研究
- (3) 地方公共団体の事務への協力
- (4) 負傷、疾病等の給付
- (5) その他目的達成上必要と認められる事項

(役員及び職員)

第5条 本会に、次の役員及び職員をおく。

- (1) 会長1名
- (2) 副会長4名
- (3) 会計1名(副会長兼務)
- (4) 理事8名以内
- (5) 監事2名
- (6) 事務局長1名、書記1名

(役員の選出等)

第6条 会長、副会長および理事は、区長の中から総会において選出し、監事は理事会において区長の中から選出する。

- 2 役員の任期は選任した日の翌日から翌年の定期総会までとし、再任は妨げない。ただし、後任者が就任する時まで在任する。
- 3 補欠の役員の任期は前任者の残任期間とする。
- 4 事務局長および書記は市役所又はその他の団体の職員の中から任命権者の承認を得て会長がこれを任命する。

(役員の職務)

第7条 会長は会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代理する。
- 3 会計は、副会長の中から会長が選任し、会の会計をつかさどる。

- 4 監事は会の会計を監査する。
- 5 理事は、会長の招集により事業の立案ならびに執行にあたる。
- 6 事務局長は、会長の命を受け、会の庶務を掌理する。
- 7 書記は上司の指揮を受け、会の庶務及び会計事務に従事する。

(会議)

第8条 本会の会議は、総会及び理事会とする。

- 2 総会及び理事会は、会長において必要と認めた場合にこれを開く。
- 3 定期総会は、年1回春に開催しなければならない。

(会議の招集)

第9条 総会及び理事会は、会長がこれを招集する。

- 2 会員の4分の1以上から会議に付すべき事件を示して、総会の招集請求があるときは、会長これを招集しなければならない。
- 3 会議は、会員の過半数以上の出席がなければ開くことができない。

(議長)

第10条 総会及び理事会の会議における議長の職務は、会長がこれを行う。ただし、会長に事故あるときは、会長が指名する副会長がその職務を代理する。

(議決の方法)

第11条 総会及び理事会の議事は、出席者の過半数以上でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、議長は議決に加わる権利を有する。

(給付)

第12条 本会は、区及び公共団体（理事会において決定したものに限る。以下「区等」という）等の行う事業又は行事に出役した区民の負傷、疾病、障害又は死亡に関して必要な給付を行う。

(給付の基準)

第13条 給付は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を支給して行うものとする。

- (1) 療養給付 療養に要した費用（健康保険法等の規定に基づく給付の対象となる診療費、移送その他の療養費に限る）から健康保険法等の規定にもとづき給付される療養費を控除した額（5,000円未満の場合は、5,000円とする）
ただし、最高支給限度額は、30万円とする。
 - (2) 障害に対する給付 身体障害者福祉法に定める障害の級別に応じ別表に定める額。
 - (3) 死亡給付 第14条第4号に該当する死亡のうち、土木作業又はこれに準ずる作業の場合は150万円、その他の事業又は行事の場合は75万円、同条第5号に該当する死亡は35万円とする。ただし、区長が区等の事業又は行事外において死亡した場合は7万5千円、副区長が死亡した場合は4万5千円とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、負傷、疾病、障害又は死亡の原因となる事故が第三者の故意又は重大な過失によるものであるときは給付を行わないことができる。

(災害の範囲)

第14条 区等の事業における災害の範囲は次のとおりとする。

- (1) 区民の負傷でその原因である事故が区等の事業又は行事において発生したもの。
- (2) 区民の疾病でその原因である行為が区等の事業又は行事においてなされたもの。
- (3) 前2号に規定する負傷又は疾病がなおった場合において障害の存するもの。
- (4) 区民の死亡でその原因である事故が区等の事業又は行事において発生したもの。
- (5) 区民が区等の事業又は行事中に発病し、その疾病のため7日以内に死亡したもの。

(給付金の請求)

第15条 給付金の支払の請求は、当該区長が別に定める様式による支払請求書を提出して行うものとする。

(給付金の支払)

第16条 本会は、前条の規定による給付金の支払の請求があったときは、当該請求の内容が適当であるかどうかを理事会で審査して第13条の規定に従い、その支払額を決定する。

(給付を受けるべき遺族の順位)

第17条 死亡したときにおいて給付を受けるべき順位は配偶者、子、父、母、孫の順で、死亡当時主としてその収入によって生計を維持していたもの。

(会計)

第18条 本会の経費は負担金、補助金、寄付金その他の収入をもってこれにあてる。

- 2 負担金は、各区の負担とし、給付事業に要する経費の負担金として年額1世帯50円を納入しなければならない。

(会計年度)

第19条 本会の会計年度は、定期総会の日に始まり翌年の定期総会の前日に終わる。

(解散)

第20条 この会を解散しようとするときは、総会において出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

(精算人)

第21条 この会が解散したときは、理事が精算人となる。

(会則の変更)

第22条 この会則を変更しようとするときは、総会の議決を得なければならない。

(委任)

第23条 この会則の施行に関し必要な事項は、理事会の議決を経て別に定めることができる。

附 則

- 1 この会則は、昭和５０年１２月２３日から施行する。
- 2 中野市区長会会則（昭和２９年中野市区長会総会７月１５日議決）は廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この会則は、昭和５６年１１月２７日から施行する。

（経過措置）

- 2 この会則による改正後の中野市区長会会則の規定は、この会則の施行の日以後に給付を行うべき事由が生じたものについて適用し、同日前に給付を行うべき事由が生じたものについては、なお従前の例による。

附 則

この会則は、昭和５７年２月２５日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この会則は、昭和５８年１１月２６日から施行する。

（経過措置）

- 2 この会則による改正後の中野市区長会会則（以下「改正後の会則」という。）第１３条 第１項の規定は、昭和５８年２月２４日から適用し、改正後の会則第１８条第２項の規定は、昭和５９年度から適用する。

（内払規定）

- 3 適用日からこの会則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、この会則による改正前の中野市区長会会則の規定に基づく給付（適用日から施行の前日までの間に支給すべき事由の生じたものに限る。）として支払われた金額は、改正後の会則の規定に基づく給付金の内払いとみなす。

附 則

この会則は、平成１０年２月２４日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この会則は、平成１５年１０月２５日から施行する。

（経過措置）

- 2 この会則による改正後の中野市区長会会則（この項において「改正後の会則」という。）第１３条第１項第３号の規定は、平成１５年２月２２日から適用し、改正後の会則第１９条の規定は、平成１６年度から適用する。

附 則
(施行期日)

- 1 この会則は、平成 1 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この会則による改正後の中野市区長会会則第 5 条第 4 号の規定は、平成 1 7 年 4 月 1 日から適用し、平成 1 7 年度の豊津、上今井及び永田地区の地区区長会長は、理事とする。

附 則
(施行期日)

- 1 この会則は、平成 1 8 年 2 月 2 5 日から施行する。

(別表) (第 1 3 条第 1 項第 2 号関係)

障害の級別	金額
第 1 級	300, 000円
第 2 級	255, 000円
第 3 級	210, 000円
第 4 級	165, 000円
第 5 級	120, 000円
第 6 級	75, 000円

中野市区長会給付基金の設置管理及び処分に関する規約

(設置)

第1条 中野市区長会の給付費用に充てるため、給付基金を設置する。

(積立て)

第2条 毎年基金として積立てる額は、区長会予算で定める。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、区長会予算に計上して歳計現金に編入する。

(処分)

第5条 会長は、給付費に充てるため必要と認めるときは、基金に属する現金を区長会予算に計上して編入するものとする。

(委任)

第6条 この規約に定めるもののほか必要な事項は会長が定める。

附則

この規約は、昭和44年4月25日から施行する。

附則

この規約は、昭和50年12月23日から施行する。

附則

この規約は、昭和60年2月1日から施行する

中野市区長会給付事業の概略

1 給付事業の意義

区長会の給付は、区及び公共団体における事業や行事を行っている時に災害にあった場合に、本人の医療費負担を軽減し死亡に関しても必要な給付を行い、区政の進展に寄与することを目的としています。

2 災害の範囲

1の災害とは、区の事業及び行事等（交通安全協会の事業、体育行事及びPTAの出役等を含む。）に起こったすべての負傷、死亡または負傷がなおった後においてもなおかつ後遺症が生じた場合も含まれます。

3 災害がおきた場合の見舞金の基準

(1) 医療費については、療養に要した費用（健康保険法等の規定に基づく給付の対象となる診療費、移送その他の療養費に限る）から健康保険法等の規定にもとづき給付される療養費（高額療養費等の支給を含みます）を控除した額を支払います。

（ただし、最高300,000円以内で5,000円未満の場合5,000円の見舞金とします。）

(2) 死亡見舞金については、次の区分により支払います。

① 土木作業又はこれに準ずる作業の場合は150万円

② ①以外の事業又は行事の場合は75万円

③ 事業又は行事中に発病し、その疾病のため、7日以内に死亡した場合は35万円

(3) 後遺症については、会則別表のとおりです。

4 災害がおきた場合の手続きについて

(1) 災害がおきた場合はただちに区長さんが災害報告書（用紙は市区長会事務局にあります。）を市区長会事務局に届出していただきます。災害報告書の提出の際は、区の行事中であったことが分かる資料（開催通知またはチラシ等）の添付が必要です。

(2) 次に、給付金請求書（用紙は市区長会事務局にあります。）と診療明細書（ある場合）を提出していただきます。療養が継続する場合は完治した後に医療機関の領収書または証明書を添付して請求してください。

(3) 請求金額が50,000円以内のときは会長の決裁によってお支払いし、50,000円を超える場合は理事会に諮ったうえでお支払いするようになります。

(4) 死亡の場合も負傷と同じ手続きです。

(5) なお、医師の請求金額がすぐにわかる場合は災害報告書と同時に行っていただいても結構です。

5 会計について

以上のような見舞金制度を行うため1年間1世帯当たり50円の負担金をいただき、なおかつ市から1年間の全支払額の1/2以内の補助と合わせて運営しております。また、昭和44年度から基金会計を設け、災害の少ない時には負担金の一部を積立てています。

6 その他

(1) 給付の内容について、不明な点などがありましたら市区長会事務局へお問い合わせください。

(2) どんな小さな災害でも起こった場合は区長さんが事務局へお届けください。